習志野市農業委員会総会議事録

令和3年第2回習志野市農業委員会総会は令和3年2月5日(金曜日)に習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時00分

1. 委員の出欠席 16名中 15名出席 欠席 1名(網掛け)

委員氏名

1番 中野 政博2番 江口 明美3番 江口 勝洋4番 渡邊 喜代美5番 櫻井 茂雄6番 三代川 和彦7番 飯生 正己8番 廣瀬 克久9番 村山 源司10番 中基 明11番 矢野 泰宏12番 都築 博文

13番 織戸 淳也 14番 渡邊 幸枝

会長三代川彦博会長職務代理者村山茂男

1. 議事録署名人 11番 矢野 泰宏 12番 都築 博文

1. 総会に付した議件

議案第1-1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第1-2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第1-3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

1. 議案審議結果

上程 5件 承認 5件

- 1. 閉会時間 午前9時30分
- 1. 職員 事務局 事務局長 松戸 あづさ

主任主事 渡辺 祐紀

職 員 常田 幸雄

議長

定刻になりました。只今より、令和3年第2回習志野市農業委員会 総会を開催いたします。

暦の上では、立春を過ぎましたが、ちょうど昨年の今頃から、新型 コロナウイルスの脅威が始まり、翻弄され続けた1年となりました。

本日も万全の対策を講じて、この場に臨んでおりますので、議事進行 に、ご協力をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

本日は、8番、廣瀬 克久委員より欠席の申し出がありました。

よって、1名の欠席により16名中15名の出席であり、本日の総会は 成立いたしました。

次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会総会会議規則 第26条の規定により議長より指名させていただきます。

11番、矢野 泰宏委員、12番、都築 博文委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の議案の上程件数は5件、報告案件が2件です。

その他の事項として、令和3年1月総会の議案第2号について事務局 より、経過報告を行ないます。

それでは、これより議事に入ります。

議案第1-1号から議案第1-3号までは、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。それぞれの議案は、同一の転用事業が起因となった議案であることから、一括して、事務局より議案の朗読を求めます。

事務局

はい。おはようございます。

それでは早速、議案第1-1号から議案第1-3号につきまして、一括して議案の朗読をさせていただきます。総会資料をご覧ください。

議案第1-1号、農地法第5条の規定による許可申請について、下記のとおり 農地法第5条第3項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出 があったので、許可について審議を求める。令和3年2月5日提出。

1番、申請地の所在は、習志野市藤崎一丁目の農地3筆であり、面積は186. 21平方メートルであります。

2番、権利の内容は、転用を伴う所有権移転であります。

3番、転用目的は、特定建築条件付売買予定地及びごみ置き場であります。

4番、申請者でありますが、譲受人は、習志野市谷津五丁目で不動産業を営む 法人であり、譲渡人は、習志野市鷺沼一丁目にお住いの方であります。

次のページをお開きください。次のページは議案第1-2号の議案書でありますが、提案理由は、議案第1-1号と同様のため、省略いたします。

- 1番、申請地は、習志野市藤崎一丁目の農地一筆であり、面積は、39.09平方メートルであります。
 - 2番、権利の内容は、転用を伴う所有権移転です。
 - 3番、転用目的は、公衆用道路用地として転用するものでございます。
- 4 番、申請者の住所、氏名につきましては、議案第 1−1 号と同様ですので、 割愛させていただきます。

次のページをお開きください。議案第1-3号につきましても提案理由は同様 のため省略いたします。

- 1番、申請地は、習志野市藤崎一丁目の農地2筆であり、面積は、11.84平方 メートルであります。
- 2番、権利の内容につきましては、同じく転用伴う所有権移転でございまして、 3番の転用目的は、公衆用道路用地として転用するものであります。

4番、申請者の内、譲受人は、議案第1-1号及び議案第1-2号と同様の不動産会社であり、譲渡人は、習志野市藤崎一丁目にお住いの方であります。

議案の朗読は以上です。

議長

はい。ありがとうございました。

続けて事務局より現地調査報告と詳細説明をお願いします。

事務局

はい。それでは議案第1-1号から議案第1-3号に関する現地調査報告と転用 事業の詳細説明をさせていただきます。

現地調査につきましては、1月28日に農業委員15名、事務局2名と、申請代理 人の設計者2名の19名で行いました。

申請地は案内図のとおりでございます。

譲渡人は、鷺沼と藤崎にお住いの方2名でございます。

公図の写しをご覧ください。着色した箇所が申請地であり、申請地の北側が議案第1-1号及び議案第1-2号の転用地です。申請地南側が議案第1-3号の転用地でございます。

現地調査で申請代理人の設計者から説明を受けました。

まず、申請代理人からの説明内容について申し上げます。今回の申請地には、 議案第1-1号から議案第1-3号までの転用地に挟まれるように雑種地が存在 しています。この雑種地については、これまで農地として登記されており、農地法 の許可を得ずに資材置場や駐車場として使用していたため、農業委員会が過去 より指導等を行ってきた土地であります。この土地が不動産登記法に基づいて地 目変更を行ったことから、設計者に経緯や理由の説明を求めたところです。

設計者としては、南側に建ち並ぶ建物により日照条件が悪く、耕作に適さない 状況から、昭和45年以前から資材置場や駐車場として使用してきたとの説明が ありました。

これに続けて、昨今の災害級の大雨や台風が頻発し、崖地の安全管理が非常に 困難であることや、近隣住民からも崖地の安全性の確保が求められ、予てから 付き合いのあった今回の転用事業者に相談したところ、事業者としても地域貢献 に寄与するため、薄利覚悟で、このたびの転用事業を計画されたとのことです。

なお、農業委員会といたしましては、以前から農地以外の土地利用を行っていたことから、農地法の許可を取得するよう指導しておりましたが、不動産登記法の手続きとして地目変更の登記申請が行われ、法務局登記官の職権により、地目が雑種地に変更された経緯がございます。

続いて、譲渡人が事業者に売却する理由について説明いたします。議案第1-1号の譲渡人は、ご年齢が81歳と高齢となり、藤崎にあるこの農地への通作や、農地面積が80坪弱と小さいことから、売却を決めたとのことです。続いて、議案第1-3号の譲渡人の売却理由でございますが、申請地につきましては、これまでご自身が住んでいる専用住宅の敷地として利用されておりました。この度、事業者が宅地開発を実施するに当たり、都市計画課より開発許可制度に基づく公共施設整備について指導を受け、申請地内に新設する道路の隅切り部分として土地を譲っていただきたいと、事業者から申し出があり、これまで通りの生活を維持できるよう、住環境には十分配慮させていただくと事業者から説明があったことから、売却を決意されたと伺っております。

次に土地利用計画図をご覧ください。申請地で5区画の特定建築条件付売買 予定地を造成するものであります。ここで、特定建築条件付売買予定地について 若干説明をさせていただきます。これまで不動産業者が農地法の許可を取得し て、戸建住宅を複数棟建築する際は、原則、建売分譲住宅に限られておりました。 建売分譲住宅は不動産業者が戸建住宅を建築し、エンドユーザーに土地と建物を ワンセットで引き渡す方法であります。このような中、エンドユーザーとして、家の デザインや間取り等のニーズが多様化してきたことから、特定建築条件付売買予 定地という転用目的に対し、都道府県知事が条件を附して許可をすることによ り、不動産業者が土地をエンドユーザーに売却した後に、エンドユーザーの希望に 沿った建物を建築することが可能となるよう、令和元年度に国が制度改正をしま した。許可に附す条件は複数ありますが、主な条件としましては、土地の売買契約 が締結された日から3ヶ月以内に、建築請負契約が締結されなかった場合は、販 売元の事業者により、建売分譲住宅に切り換えなければならないということ。 許可日から一定の期間を経過した後に、土地の販売状況等の進捗状況について、 農業委員会に報告しなければならないことなどがございます。このたびの転用事 業につきましては、特定建築条件付売買予定地が転用目的でございますので、 農地法5条の許可を千葉県知事がする際に、同様の条件が附されます。

続いて、転用事業により整備する擁壁などの土留めについてです。農地法では、隣接農地に対する被害防除対策が審査要件になっており、擁壁などの土留め も審査対象となります。

資料の造成計画図をご覧ください。現地調査時におきましても、隣接地との高低差がすごくあったことがご記憶にあろうかと思いますが、設計者より、5メートル以上の高低差を処理するため、石積み擁壁や、垂直のコンクリート擁壁を築造すること。図面に記載の行き止まり道路を4%から5%の勾配をつけて、各区画はひな壇のように、高さを変えること。結果として現状の地盤高さよりも2メートル程度嵩上げするなどの説明がございました。

大規模な切土や盛土があるものの、切土とする量が盛土する土の量を上回っていることから、結果として、市の条例である残土条例につきましては、該当いたしません。

このような説明が現地調査時にあった中で、皆様方からは、申請代理人に対し、隣接地の日照関係は十分に検討されたのか、造成工事や建築工事でトラブルにならないよう、事業者としてもしっかり説明されたいとの質問やご要望があり、申請代理人の方から、近隣住民等と引き続き協議を重ねて、近隣住民等からいただいたご要望につきましては、誠心誠意対応させていただきたいという回答がございました。

続いて、公共施設整備について説明をさせていただきます。整備する公共施設は、道路、上下水道、ガスなどでございます。まず道路について説明をさせていただきます。ご覧いただいております土地利用計画図には、開発許可制度に基づいて、道路幅員が6メートルとなるように事業者が道路を整備し、整備後に市に帰属と言いますが、無償で提供いたします。計画図中心には行き止まり道路が記されております。こちらの道路は、市に無償で提供することなく、4区画4世帯の方々が共有される道路となります。

次に、下水道関係でございます。下水道管は既存の本管に直接排水します。

続いて、上水道とガスは、習志野市企業局の供給エリアであり、既存の供給管より、それぞれ各区画に供給する計画です。以上が公共施設整備の内容です。

続いて事業者の資力信用について説明します。資料の資金計画書をご覧ください。資金計画は、金融機関から借り入れをして事業を行う予定です。

支出としては、地権者に土地代として支払い、擁壁等の造成工事費用、建築工事費などが計上されており、収入額と支出額が同額であること、本事業による販売収益がある程度見込まれることから、転用事業の実現性と確実性はあるものと判断できます。

次のページをお開きください。転用事業者の事業経歴書を添付しました。事業者は、船橋市を中心に事業を行っており、鷺沼三丁目も事業が継続中です。

農地法の規定では同一業者が先に実施している転用行為が完了する前に次の 転用行為を実施することは、実施中の転用行為が頓挫する恐れがあるので、原則 禁止をしております。

このことから、今回の許可申請書の提出前に、この点について県に確認したところ、県としては、鷺沼三丁目とは別に金融機関から融資を受けることなどから、

総合的に判断して許可申請を受理して構わないとの指示をいただきましたので、 この度の許可申請の受理に至りました。

以上が事業者の資力信用でございます。事務局としては、県の見解も含め、資力信用を認められるものと考えております。長くなりましたが現地調査報告と、詳細説明は以上でございます。よろしくお願いします。

議長

はい。ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の詳細説明として、現地調査結果を 踏まえて質問のある方は挙手をお願いいたします。

高低差が非常にありましたので、擁壁工事が大変になると思います。 習志野市の中にも、やはりそういった崖を有するところは、まだかなり あるということで、土砂災害を想定しますと、擁壁工事も大変重要であ ると思います。

よろしいでしょうか。

ご意見等が無いようなので、議長から発言をさせていただきます。 現地調査の際も、農業委員から申請代理人へ意見が出されていましたが、擁壁等を築造することにより、隣接地との高低差が生じるので、 その点について、工事の際には十分に配慮する様に要望してください。

それでは、議案第1-1号、議案第1-2号、議案第1-3号について 一括して採決に入ります。

議案第1-1号、議案第1-2号、議案第1-3号、農地法第5条の 規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方は、 挙手願います。はい。ありがとうございます。

全員賛成を持ちまして、議案第1-1号、議案第1-2号、議案第1-3号は許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見書を附して 進達することに決しました。

事務局は、千葉県知事に対して意見書を附して進達をしてください。

議長

それでは続きまして、議案第2号へ移ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読をお願いします。

事務局

それでは、総会資料をご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地 法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について 審議を求める。令和3年1月25日提出。 1番、申請地は習志野市鷺沼五丁目の3筆であり、面積は455 平方メートルであります。

2番、権利の内容は、売買による所有権の移転であります。

3番、申請者として、譲受人は習志野市鷺沼三丁目にお住いの農業者であり、 譲渡人は兵庫県尼崎市にお住いの方を筆頭とした3名であります。以上です。

議長

ありがとうございました。

次に、現地調査報告を15番、村山 茂男委員お願いします。

村山茂男委員

はい。それでは、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、 現地調査報告をいたします。調査日は、令和3年1月28日に、農業委員15名、事 務局2名と譲受人の父、申請代理人の合計19名で行いました。

申請地である合計3筆の農地は、鷺沼地区の市街化調整区域内にあり、譲渡人 3人で所有されている農地です。

譲渡人の方々は、以前から農業従事が厳しく農地の維持管理が困難なため、耕作者を探しておりました。この度、譲受人が農業を更に頑張りたいとのことで購入を決めたと聞いています。譲受人の父とこれまで通り農業経営を頑張ってくれるものと確信しています。

以上で、議案第2号の現地調査報告とさせていただきます。皆様でご審議よろしくお願いします。

議長

有難うございました。同じ、鷺沼で耕作している渡邊喜代美委員は、 如何ですか。

渡邊(喜)委員

譲受人さんは日頃から農業を非常に頑張っています。昔は学校の先生をされていました。私の娘もお世話になりました。

定年前に先生をお辞めになり、お父さんと熱心にトマトやキュウリなどを中心 に一生懸命耕作されています。

議長

渡邊喜代美委員、ありがとうございました。 続けて、事務局より議案の詳細説明をお願いします。

事務局

はい。それでは、総会資料をご覧ください。

申請地は添付した案内図のとおりです。申請地を含めて周辺には農地が広がっており、申請地の3筆は鷺沼地区の市街化調整区域内の農地です。

面積は455平方メートルであり、譲受人が譲渡人より農地を購入し、所有権を 移転するものです。

ここで、農地法第3条の許可要件である農家要件について説明します。

農家要件には、農地における全部効率利用要件、常時従事要件、経営耕地面積 要件、販路や生産技術力が主だった審査要件として定められています。

まず、全部効率利用要件は、今ほど、村山 茂男委員より報告がありましたとおり、非常に精力的に農業経営されている方で、自己所有地も肥培管理等が行き届いていますので、事務局としては満たしていると判断します。

次に、常時従事要件は、農地法の定めにより年間従事日数は150日以上となりますが、資料記載のとおり、年間従事日数が300日でありますので、こちらも満たしております。

続いて、経営耕地面積は、法では都府県にあっては50アール以上であり、私どもとしては、別段面積として30アール以上としています。資料記載のとおり、経営耕地面積は合計で15,000平方メートルを超えておりますので、こちらも要件を満たします。

最後に、販路や生産技術力については、これまでも生産野菜をしょいか~ごに 出荷するなど販路が確保されていること、トラクターや耕運機を複数台所有し、 これら農機具を適正に使用することが出来る技術力も有していると判断できま す。以上のことから、事務局としては、譲受人は全ての審査要件を満たしていると 判断でき、農家要件を満たしている者と判断しているところです。

次に、許可申請に至った申請者の理由を申し上げます。

まず、譲受人の理由は、自宅が申請地に近接し、これまで以上に農業経営を頑張りたいということです。次に、譲渡人の理由は、所有権を有する3名として、農業従者が厳しく、維持管理が困難であることから、耕作者を探されていたとのことです。

譲受人の営農計画としては、申請地を取得後、キャベツやほうれん草などを作付けし、生産収益を得る計画であります。

長くなりましたが、私からの説明は以上です。

議長

事務局、説明ありがとうございました。

この件について意見等がありましたら、挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。無いようですので、それでは、採決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の 方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成を持ちまして、議案第2号は許可することと決しました。

事務局は、速やかに農地法3条の許可書発行手続きをしてください。

議長

続いて、議案第3号に入ります。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて審議いたします。

事務局、議案の朗読と説明を併せてお願いします。

はい。それでは、議案第3号の議案書をご覧ください。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。 令和3年1月21日付けで、下記のとおり、生産緑地法第10条の規定に基づき、 農業の主たる従事者についての証明願の提出があったので審議を求める。

1番、申請者は、習志野市東習志野にお住いのお二方です。

2番、買取り申し出事由、死亡でありますが、事由が生じた者は、申請者の父であります。

3番、買取り申し出となりました対象の生産緑地地区は、習志野市東習志野四丁目にある生産緑地であり、面積は960平方メートルであります。

4番、登記名義人は、この度お亡くなりになった申請者の父親であります。

5番、買取り申し出事由としては、令和2年12月22日に主たる従事者であった申請者の父親が死亡しましたが、申請者が負担すべき相続税や将来に亘る営農が難しく買取り申し出をしようと考えたとのことです。

議案の説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

続いて、現地調査報告を7番、飯生 正己委員お願いします。

飯生委員

それでは、議案第3号の生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、現地調査報告をいたします。

調査日は、令和3年1月28日に、農業委員15名、事務局2名と申請者の 合計18名で行いました。

主たる従事者であった申請人の父は、昔は酪農家として、酪農や育牛を35年ほど前までやっていました。その後は、育牛を辞め、生産緑地の指定を受けって、露地野菜などを作ってきたと伺っています。

今回、昨年末にお父さんがお亡くなりになり、申請者の娘さん2人で相談した結果、相続税を支払わなければならないことから、生産緑地の買取り申し出を行うことと決めたそうです。このことから、農業委員会に生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願を申請したと聞いています。

以上で、議案第3号の現地調査報告とさせていただきます。皆様でご審議 よろしくお願いします。

議長

飯生委員、有難うございました。

続いて、事務局より詳細説明をお願いします。

事務局

はい。議案第3号について、詳細説明をさせていただきます。資料の案内図を ご覧ください。申請地は、案内図のとおりです。

議案の朗読と飯生委員の現地調査報告により、お伝えすべき説明事項はある 程度申し上げましたので、生産緑地制度について説明させていただきます。

生産緑地の担当課は、都市計画課であります。生産緑地制度は、昭和49年に 生産緑地法が制定され、制度化されました。

生産緑地は市街化区域にしかございません。これは、例え畑であっても市街化区域内である場合、固定資産税等の税金が高額となり、多額の税負担が営農活動の足かせとならぬよう、土地所有者が生産緑地の指定を受けたいと市に申請し、市の指定を受けているためです。

生産緑地指定を受けますと、固定資産税等の税の優遇を受けられますが、指定日から30年間は、買取り申し出等の行為が制限されます。

ただし、今回の申請理由のように、主たる従事者が死亡した場合や、農業従事が不可能となる重大な故障などが発生した場合は、30年間の期間が満了する前に、買取り申し出が出来ることとしています。

申請地は、平成4年11月に生産緑地指定を受け、間もなく30年間の期間を満了されるところでございました。生産緑地制度では、30年間の満了前に買取り申し出をする場合は、農業委員会が発行する主たる従事者証明を添付しなければならないこととされているため、今回、証明の発行について、ご審議いただくものであります。

続いて、生産緑地制度での今後の手続きと農業委員会としての携わり方について、若干説明をいたします。

土地所有者や相続人から買取り申し出がされた場合、まず、対象の生産緑地が 公共施設用地として買取る意向があるか、担当課の都市計画課が関係各課に調 査します。その結果、買取らないとなった場合、農業委員会と農協に農家さんの 購入希望が無いか、あっせんがあります。あっせんの結果、市も買わない、農家さ んも買わないとなった時に、初めて不動産業者が購入することができることとな っています。

昨今、生産緑地の解除を巡っては、不動産業者が購入し、宅地開発をすることが前提で話が進んでいる事案が多くありますが、第1優先は公共施設、第2として 農家、第3に不動産業者となるべきであります。

今回のように、主たる従事者が死亡した場合は、相続人が申請者となり都市計画課に対し、買取り申し出をすることとなります。これを受けて、行政が買い取らないとなった場合、農業委員会に対し、農家へのあっせん依頼があります。

農業委員会としては、あっせん依頼があった際には、総会の議案として付議し、 皆様方おかれましては、生産緑地の位置・面積・買取希望額など、あっせんの情報 を地元農家さんにお伝えし、農家さんの買取るかの意向について、あっせん依頼 を付議した総会の翌月の総会で報告いただくこととなります。

詳細説明として、生産緑地制度の説明は以上でございます。

議長

はい。事務局、ご苦労様でした。

それでは、議案第3号の審議に入ります。ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。

よろしいでしょうか。ご質問が無ければ、採決に入ります。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について採決いたします。

申請者に対し、証明書を発行することに賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、証明書を発行することに決しました。事務局 は、証明書の交付手続きをしてください。

議長

次に、報告事項に入ります。報告第1号の農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理通知及び、報告第2号の農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知において、生産緑地の転用がありますので、事務局より説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出書の受理について、補足説明いたします。この度、谷津二丁目にお住いの方が、奏の杜三丁目にある自身所有の生産緑地に保育園を新築するべく農地法4条の届出書が提出されました。地権者さんは、現在も市内各所で営農活動をされている方です。

先程、生産緑地制度について説明いたしましたが、生産緑地は指定から30年を経過するか、主たる従事者が死亡するなどの理由がなければ解除できません。 しかしながら、この生産緑地は奏の杜三丁目であることから、指定日から30年は経過しておりませんし、地権者さんも日々頑張られています。

生産緑地制度では、公共施設等を設置する場合は、今ほど申し上げた要件を満たしていない場合でも行為の制限が解除され、転用が可能となる特例があります。地権者が建築する保育園は、市立保育所に準ずる内容の保育過程を実施するため、民間事業者が千葉県知事の認可を受けて事業を行うための施設で、建築後に民間事業者にお貸しになるものです。市としても奏の杜地区の人口増加に伴い、第一中学校区内の保育施設の確保が急務であったため、知事の認可が取得できる民間事業者を募集した経緯があり、市の審査の結果、生産緑地を借りて運営する事業者が選定されたことから、生産緑地の担当課である都市計画課としても、個人が建築し、民間事業者が運営する保育施設でありますが、公共施設に位置付け、生産緑地としての制限が解除されたものであります。保育園を運営する事業者は、津田沼五丁目に事業所を構える会社です。

報告第1号の説明は以上でございます。

議長

事務局、ありがとうございました。 報告第1号、報告第2号で、質問等の有る方は、挙手願います。

